

浜田市議会議長様

2022年6月1日

浜田市日脚町184-1 森谷公昭



この陳情は、市議又は市議会に検討していただき、このことを問題と思うなら、執行部に働きかける等、行動していただきたいとお願いするものです。

---

件名：

浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情

(浜田市協働のまちづくり推進条例)

趣旨理由：

「浜田市は、文書主義であるが、文書を作っていないなくても違反ではない」と、過日●●総務課長から発言があった。

しかし、これは、●●課長の勘違いではないかと思われる。

調べたところ文書主義の目的は「説明」だ。

そのために、記録を残さなければならないという流れだ。

総務省（公文書管理法）、島根県（公文書管理条例）も「説明」のため同様の見解です。

浜田市協働のまちづくり推進条例では6条2項で「市民へのわかりやすい説明責任」を定め、さらに「誠意をもって」という姿勢責任まで定めている。

このように「自治区廃止の代わりにできた重要な条例」に、「説明の義務」定められている。

先に述べたように、説明するためには、記録・文書が残されていなければならない。

記録・文書がないということは「説明」ができないことになり、記録・文書を残していないということは、条例違反になる。（罰則はないのか？）

また、浜田市は「住民の福祉の増進」つまり、市民サービスのためにあるわけなので、

「違反していないから問題ない」ではなく（実際は違反である）「違反ではないが記録・文書を残すようにする」というように考えるべきではないか？

浜田市に公文書条例がなくても、記録・文書を残していなければ条例違反であることを考え、説明責任を果たすために記録・文書を残すことを検討してほしい。

なお、浜田市は「電話録取」もない。

また、議員が相談やアドバイスに行ったこともほとんど記録に残っていないことを付け加える。

